

大内兵衛
土屋喬雄 編

明治前期
財政經濟史料集成

第七卷

地租改正報告書 大藏省租稅局編
地租改正例規沿革撮要 大藏省租稅局編
地租關係書類彙纂 大藏省主稅局編

原書房

(兩角製本)

昭和八年三月十日印刷

昭和八年三月十五日發行

明治前期財政經濟史料集成 第七卷

編者 大内兵衛
土屋喬雄

發行者 山本三生
東京市芝區新橋七丁目十二番地

印刷者 君島潔
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所 改造社
東京市芝區新橋七丁目十二番地

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)自一一二四番
(一至一一二四番)

大藏省（農商務省會計検査院）編纂
大内兵衛校
土屋喬雄

明治前期財政經濟史料集成
第七卷

解題

地租改正條例が發布されたのは明治六年七月であつた。しかし、言ふまでもなく此の改革は此の時突如として行なはれたものではなく、新政府の樹立以降地租に關する種々の布達あつて、改革への準備施設は着々として行はれたのである。次にその主なものゝみを列舉して見やう。

一、明治三年七月二十四日大藏省達は、田方は舊來のまゝ米納、畑方は舊來米を正租とせる外大豆其他雜穀納あり、又代金納のものもあつたが、石代を以つて金額に換算して金納せしめることゝし、同年閏十月二十九日大藏省達は、畑方金納につき大豆等雜穀を以てすることなく、すべて米穀を標準として代金納額を計算せしめることゝした。これ政府直轄地内に於ける畑租の統一的金納化である。

二、明治四年一月二十五日太政官は藩々租稅改革増減は稟議の上取計の件を達す。即ち財政的中央集權の一步前進である。

三、四年五月八日の太政官布告は、田方正米納困難の場所に對し、一定の條件を設けて石代納を許可し得る途を開いた。次いで五年八月十二日太政官布告は、四年五月の布告に於ける條件を撤し、無條件且つ任意に石代納を爲し得ることゝし、かくして田租金納化のための準備が進められてゆく。

四、四年十二月二十七日、太政官より東京府下市街地に課稅の件を布告し、五年一月大藏省より

東京府へ地券發行地租收納規則を達し、又該規則を各府縣下に於ける無税の市街地にも施行する旨各府縣へ通達す。これらによつて從來主として無税地であつた市街地も全國的に課税對象となる。

先づ東京府下に於ける武家地、町地の稱を廢し、地券を發行し、地租を上納せしむることとし、五年二月十日東京府達地券申請地租納方規則の制定に依り始めて地券分一の税法施行されることとなる。次いで各府縣下にも同様の制を施行す。税率は初め地券金額の百分の二であつたが、同年四月大藏省達を以て百分の一に改正の儀を東京府に達し、同六月之を各府縣にも達す。

五、五年二月十五日地所永代賣買解禁の太政官布達、同年同月二十四日大藏省達地所賣買讓渡方に付地券渡方規則、同年七月四日一般地券交付に關する大藏省達があつた。徳川幕府が土地兼併防止の目的を以て高請ある百姓地につき永代賣買禁止令を發したのは寛永二十年であつたが、商品經濟の發展と共に種々の方法に依り事實上讓渡の行はれたことは言ふまでもない。いま、之等の布告達に依り、地所賣買讓渡が法制化せられると共に、地券の制が農地にも及ぶこととなつた。

六、六年六月八日太政官は田畑石高の稱を廢し、反別を以て換用すべき旨を布達し、同月十五日大藏省達を以て租税は従前の税額を反別に割付け收納すべきを規定した。我國田制史上石高の始まつたのは室町時代の末もしくは豊臣時代であるが、こゝに到つて三世紀に亘る慣稱は全く廢止せられたのである。この事は勿論前に見た地租金納化の傾向の必然的な結果であり、又地租改正の準備施設であつた。

かくの如くして、地租の根本的改正の爲の準備施設は着々として行はれ、之に關する準備調査も

ほと成るに至つたので、明治五年七月政府は地方官より一般地租の改正に關する意見を徴し、六年四月には地方官を大藏省に召集し、地租改正の方法を議した。次いで同年五月大藏省事務總裁大隈重信は地租改正の草案を具して之を正院に上申し、七月二十八日太政官布告第二百七十二號を以て地租改正條例の發布を見るに至つた。その骨子は左の如くである。

一、課税標準、從來收穫を標準としたが、之を改めて地價を課税標準とす。

二、税率、地價の百分の三を以て定率とす。従つて豊凶に依り増減はないが、但し天災に依り地所變換の際は其年限り免税を許す。

三、收納物件、收納を廢し總て金納となす。

次に地價決定の方法を見るに左の如くであつた。

一、地價の調査、その一は書面上の調査で、まづ法定の方法によつて地價を算定し、之を標準とし、人民より提出せるものにして之に合するときは勿論、標準より下ること一割若くは以上なるも根據あるときは假に可決し、後實地に就いてその可否を檢し以つて地價を決定す。その二は實地調査で、まづ土地を一筆毎に丈量し、之によつて繪圖を作り、更に帳簿及び繪圖と實地との差異なからしめんため地押を行ふ。次に地價を決定するに當り、土地一筆毎に其の收益を調査して之を算定することは實行不可能であるから、各町の田畑宅地毎に土地の位置、地味及び交通の便否等によつて等級を設け、其の收穫を標準として一段歩に對する地價を定め、以て各等級に屬する每筆の地價を算定する。

二、地價の算定、まづ田地一段歩の收穫を石代によつて換算し、種子、肥料、地租及村費を控除した殘額を純收益として之を一定の利率に依つて還元して地價を求める。而して自作地にあつては全收穫米を以つて直ちに石代に換算し、小作地にあつては小作米を以てした。

以上の如き地租改正の事業は、各地多少の先後はあつたが、大體に於て明治七、八年の間に於て着手され、田畑宅地は同九、十兩年の間に、山林原野等は明治十四、五年間に於て其の調査を行ひこゝに全國の地租が統一さるゝに至つた。而して調査を終つた土地は、大藏省の免許を得て新法を施行することゝし、其の後れたものでも、特に命じて新租は明治九年より施行することゝした。かくして地租改正の大事業は約六ヶ年にして成就した。

本卷にをさめた地租改正報告書並同書附録地租改正例規沿革撮要は右の八ヶ年に亘る地租改正事業の報告記録であり、明治十五年二月參議兼大藏卿松方正義より太政大臣三條實美に提出したものである。

地租改正報告書は全編を十三款に分つ。而して第一款總論以下地租、檢地、地價、市街地、山林原野、荒地、開墾、鋤下地、地租、地券、地券證印稅、地租改正費に就き、統計と圖面を以て夫々詳細な調査を記録してゐる。本書の第十三款を成す各府縣地租改正紀要是各府縣に於ける地租改正實施の顛末を記した尤大な記録であるが、本集成にはこれを割愛した。

報告書附録地租改正例規沿革撮要是、明治元年より同十四年六月地租改正事務局閉鎖に至るまでの地租改正關係諸例規を部門別に類集したものであり、改正事業に關する布告、達、規則の一切を

網羅してゐる。

地租改正例規沿革撮要が主として例規集であるとするれば、地租關係書類彙纂はそれらの諸例規の基本となつた原議書類を蒐集したものであり、兩者相俟つて地租改正に關する公文書は殆んど完全すると言ひ得るだらう。後者は明治三十六年八月大藏省主税局に依つて編纂され、明治元年乃至明治三十一年地價改正迄に於ける地租關係重要原議書類を包括する。なほ本書附録として、改租當時の反別地價地租調査表、減租一覽表、壬申年貢額調、田方並畑方自作地一段歩平均實收益調査表、初期各府縣米價表等の統計表が附加されてゐるが、いづれも貴重な資料たるを失はない。

明治
前期

財政經濟史料集成

第七卷總目次

地租改正報告書……………一

地租改正例規沿革撮要……………一五三

地租關係書類彙纂……………二九三

正義謹言。地租改正ノ案ハ初メ大藏省之ヲ管理シ、後明治八年地租改正事務局ヲ設置セラレ故參議兼內務卿大久保利通其總裁ノ任ニ膺リ、尋テ前參議兼大藏卿大隈重信之ニ代ル。正義亦終始之ヲ擔當整理セリ。而シテ其事業略整頓セルヲ以テ客歲六月三十日該局ヲ閉鎖シ殘務ヲ擧ケテ當大藏省ノ處分スル所トセラル。因テ今其梗概ヲ叙述シ以テ閣下ニ申報ス。惟ミルニ本邦古來農ヲ以テ基本トス。財政亦概ネ農租ニ依テ以テ立ツ。故ニ其輕重盈縮ハ大ヒニ國運ノ盛衰ニ關シ、實ニ民生ノ休戚ニ係ル。而シテ中古以降封土分裂ノ餘弊ヲ受ケ、田制紊亂、租法錯雜、復タ一定ノ紀律アラス。是ヲ以テ明治六年七月地租改正法ヲ頒布セラル。其

上諭ニ曰ク、賦ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ勞逸ノ偏ナカラシメント。蓋シ曠世ノ盛典ト謂フ可キナリ。正義等夙夜匪懈勉唯其任ニ堪スシテ以テ

聖旨ニ答ル能ハサランコトヲ恐ル。幸ニ從事諸官拮据ノ力ニ依リ茲ニ整頓ノ域ニ至ルヲ得タリ。乃チ其整理セシ所ノ實計ヲ擧レハ耕宅地ノ反別四百八拾四萬八千五百六拾七町八畝拾八步貳合三タ三才、地租金四千八百七拾貳萬千貳百拾三圓七拾貳錢四厘、山林原野及ヒ雜種地反別七百四拾七萬五千三百九拾八町壹反六畝三分七合七タ、地租金七拾四萬千七百三拾壹圓八十六錢八厘、總計反別千貳百三拾貳萬三千九百六拾五町貳反四畝貳拾貳步三才、地租金四千九百四十六萬貳千九百四十五圓五十九錢貳厘トス。此反數租額ハ實際査定スル所ニシテ各其適當ヲ得タルハ正義ノ信認スル所ナリ。抑該法實施ニ當リ各地習慣方ヲ異ニシ人民情ヲ同フセズ、左支右吾其調理最モ困難ヲ極ム。加之其間兇徒扇動民心ヲ惑亂シ事業ヲ障碍スルモノ亦

少カラス。而シテ僅々八閱年ニシテ各地一般能ク成業ノ功ヲ見ルモノハ固ヨリ

聖旨ノ優渥ニシテ法令ノ正明ナルニ由ルト雖モ、抑亦民心舊法ノ駭雜ヲ厭ヒ新制ノ簡易ヲ望ムノ致ス所ニアラスンハアラサルナリ。嗚呼數百年來壞亂スル所ノ田制租法今悉ク更張シ經界整正シ賦課平准ナリ。以テ民產ヲ審ニス可ク以テ經濟ヲ講スヘシ。乃チ國家經綸ノ基本於是乎始テ定マルト謂フ可キナリ。今此ニ歷叙スル所ハ專ラ改租成績ノ梗概ニ止マルト雖モ亦以テ其顛末ヲ見ルニ足ラン。閣下冀クハ執奏アラントヲ。頓首謹言。

明治十五年二月

參議兼大藏卿松方正義

太政大臣三條實美殿

地租改正要領報告

第一款	總說	三
第二款	地種	五
第一項	經界ノ更正	五
第二項	土地所有ノ處分	六
第三項	隱田切添切開ノ處分	六
第四項	社寺地ノ處分	六
第三款	檢地	二
第一項	地押丈量	二
第二項	尺度反畝	三
第四款	地價	一六
第一項	地位等級	一六
第二項	收穫	一六
第三項	穀價	一七
第四項	利子	一七
第五項	種肥料及村費	一七
第五款	市街	一七

第六款	山林原野	一八
第七款	荒地	一八
第八款	開墾鋤下地	三五
第九款	地租	七九
第十款	地券	一二九
第一項	地券書式	一二九
第二項	地券用紙	一二九
第三項	地券臺帳	一三六
第四項	土地所有者人員并筆數	一三六
第十一款	地券證印稅	一四〇
第十二款	地租改正費	一四〇
第一項	本局經費	一四〇
第二項	府縣經費	一四四
第三項	民費	一四七
第十三款	各府縣地租改正紀要	一五一

地租改正報告書

第一款 總說

本邦田制、中古以來ノ沿革諸書ニ散見スト雖トモ其詳ナル得テ知ル可カラス。降テ武門政權ヲ專ニスルニ至テ貫高永高ノ稱起ル。蓋シ田位ヲ品別シテ以テ高ヲ附シ高ニ依テ以テ兵賦ヲ算ス。其法タル便宜ナラサルニ非ス。然トモ當時群雄割據爭亂相踵キ各々兵食ノ權ヲ擅ニシ田制租法亦隨テ紛亂ス。豐臣氏興ルニ及テ大ニ諸州ノ田ヲ檢シ方六尺三寸ヲ以テ一步ト爲シ三百步ヲ以テ一反ト爲シ、石盛賦稅ノ法ヲ定メ以テ舊制ヲ一變ス。而シテ事未タ全國ニ遍カラスシテ止ム。徳川氏ニ至リ方六尺ヲ以テ一步ト爲スト雖モ全國ニ普行スルニ非ス、特ニ檢田ヲ要スル地ニ之ヲ用ユ。蓋豐臣氏田ヲ檢シ民情騷然タリシニ鑑ムル所アリテ然ル也。但檢見ノ法ヲ改良シ收稅ノ節目ヲ修正シ又深ク豪富兼併ノ害ヲ恐レ田地ノ賣買ヲ禁ス。是亦各藩及ヒ貴族社寺ノ領地ニ及ホサス。是ヲ以テ尙古昔口分田ノ遺制ヲ存スルアリ、貫高、永高、段高、代、地米、當高等ノ稱ヲ用ユルアリ、方六尺五寸、方六尺三寸、方六尺二寸五分、方六尺ヲ以テ一步ト爲スアリ、九百步、三百六十步、三百步、二百五十步ヲ以テ一反ト爲スアリ、租率ニ七公三民、六公四民、五公五民、三公七民等アリ。檢見ノ法畝引檢見、色取檢見、拔檢見ナルモノアリ。穀糶ノ率六合、五合五夕、五合ト爲スアリ。而シテ苞裝斗量各地其制ヲ異ニシ、本租ノ外出目米、延米、欠米、込米、合米、口米等ノ種類アリテ之ヲ

課スルノ有無輕重亦甚タ異同アリ。且其檢田步積ノ伸縮、租額ノ輕重名實漸ク背馳シ、甚キニ至テハ數町ノ熟田一粒ノ租ナク不毛ノ荒原數十石ノ租ヲ負フモノ比々之アリ。加之圖籍大槩缺亡ス、其僅ニ存スルモノ亦極テ鹵莽以テ征稅ノ根據トスルニ足ラス。遂ニ弊端百出富者ハ益輕租ニ就キ貧者ハ益重租ヲ荷フ。田制ノ潰亂亦太甚シカラスヤ。

夫レ此ノ如シ、故ニ維新ノ初メ往々稅法ノ改良ヲ議スルモノアリ。其說タル大略檢地以テ田積ヲ正シ檢見以テ租額ヲ定メント。然リ而シテ檢地ハ從來農民ノ嫌忌スル所ニシテ此舉アル毎ニ率ネ紛紜ヲ生ス。前轍既ニ然リ、況ヤ維新以來年月尙ホ淺ク人民未タ深ク政府ヲ信セス、此際首トシテ檢地ニ著手スルハ得策ニアラサル也。故ニ稅法ハ先ツ舊慣ニ仍リ三年乃至五年間檢見ヲ以テ登量ヲ試驗シ以テ均一ノ租率ヲ定メントシ檢見規則ヲ各府縣ニ頒布セリ。

既ニシテ廢藩置縣ノ一大變革アリ。舊各藩及ヒ貴族社寺等ノ領地稅法ノ區々紛雜ナルモノ一ニ政府ニ統轄ス。是ニ於テ一縣ニシテ數十種ノ領地ヲ合併スルモノアリ、或ハ一藩ノ領地ヲ分割シテ數縣ニ隸屬スルモノアリ。其稅法一郡內數種ノ方法ヲ併行シ甚シキハ一村內ト雖トモ數種ニ分ル、モノアリ。曩ニハ農民一地頭ノ下ニ局束セラレ敢テ他ヲ顧ミサルモ、今ハ互ニ稅法ノ異同ヲ討議シ彼我ノ輕重ヲ比較シ其不幸ヲ訴フルモノ日ニ多シ。此時ニ當リ檢見規則ニ由リ租額ノ平準ヲ求ント欲スルモ、從來步積ノ伸縮錯亂ナルモノニ對シ其實積ヲ照查セスシテ徒ニ段別ノ稱呼ニ依テ租額ヲ定ムルハ猶其本ヲ校ラスシテ其末ヲ齊セント欲スルモノ、如ク決シテ平準ヲ得ヘキモノニ非ラス。故ニ地方官之カ所置ニ困シ其方策ヲ大藏省ニ請フモ

ノ踵ヲ接スルニ至ル。然リ而シテ尙ホ舊慣ヲ維持セントスルモ宛モ山積ノ亂絲ヲ治ムルカ如ク之ヲ綜理スルノ端緒ヲ視サリキ。是ニ於テカ大藏省税法改革ノ議ヲ興シ、地價ニ隨テ稅ヲ賦スルノ方案ヲ上リ、先ツ之ヲ從來無稅市街地ニ施サンコトヲ請フ。四年十二月允可ヲ得テ沽券税法ヲ東京市街ニ行ヒ尋テ之ヲ各地方市街地ニ推行ス。是則チ地券稅施行ノ權輿ナリ。五年二月土地賣買毎ニ地券ヲ授與スルノ規則ヲ頒布シ、同年七月土地賣買ト否トニ關セス一般地券ヲ授與スルノ條ヲ追補ス。

然而前途改正ヲ要スルヤ先ツ舊制ノ今ニ弊害アルモノヲ除キ漸ク將ニ之ニ向ハントス。即チ其釐革スル所ノ最モ著シキモノ數條ヲ擧ケン。曰ク、石代金納ヲ許ス。舊慣穀納ハ其運搬納付極テ煩シク民ヲシテ其勞費ニ堪ヘサラシムルノミナラス船載馬運ノ間漏耗損傷幾許ナルヲ知ラス、又毎歲市場ノ穀價昂低常ナク國庫ノ財計得テ豫算ス可ラス。是官民俱ニ便ナラサル者也。乃チ四年五月石代金納ノ自由ヲ許ス。曰ク、田畑勝手作ヲ許ス。從前戰國ノ餘習ヲ承ケ各國米穀ノ通融ヲ梗塞ス。一朝凶荒アレハ飢餓立トコロニ至ル。加ルニ收稅皆米穀ヲ以テス、故ニ各州唯穀ヲ之レ貴ヒ假令其收益諸穀ニ優ルモノアリト雖トモ自由ニ稼穡スルヲ得サラシム。今日尙因襲シテ改メスンハ民利將タ何ヲ以テ能ク繁殖シ供需將タ何ヲ以テ能ク擴充センヤ。乃チ四年九月田畑勝手作ヲ許ス。曰ク、田畑永代賣買ノ禁ヲ解ク。土地ノ所有安固ナラサレハ稼穡ヲ獎メ殖産ヲ謀ル可ラス。從前我國ノ田宅ハ自ラ官有ノ狀ヲナス故ニ若シ事アルニ遭ヘハ其田宅ヲ官ニ收ムルモ人民之ヲ拒ムヲ得ス。加之嚴ニ土地賣買ヲ禁ス。其意タル兼併ノ弊ヲ防クニアリト雖トモ、人々自立ノ道ヲ開カントセハ

其實買ヲ自由ニシ其所有ヲ安固ナラシメサル可ラス。乃チ五年二月其禁ヲ解ク。曰ク、安石代納ヲ廢ス。昔時金位甚タ高貴ナル時ニ於テ米壹石金若干ヲ定價トシ稅米ニ換ヘ金納ス。後來米價漸ク騰貴シ遂ニ十數倍ニ至ルモ尙且其舊ニ仍ル、故ニ之ヲ稱シテ安石代ト云、關東諸州甲信陸羽等ノ如キ之ヲ用ユルモノ最多シ。德川氏ニ在テモ其偏輕ヲ病ミ屢之ヲ釐革セント欲スルモ因襲ノ久キ遂ニ其意ヲ達スル能ハス延テ今ニ至ル。實ニ不公平ノ著明ナルモノ也。乃チ五年八月之ヲ廢ス。曰ク、石高ノ稱ヲ廢ス。夫石高ノ稱ハ文祿慶長ノ際ニ起リ地ノ優劣ニ依リ其品位ヲ定ムルモノナリト雖トモ、歷年土地變易アルモノ之ヲ點正セス。享保年間檢見ノ法ヲ改メ本租ハ必シモ石高ノ昂低ニ關セサルモ其他ノ公費ハ尙且之ニ准據ス。故ニ間々一歲ノ收穫ヲ擧テ其賦ニ給スルニ足ラス、其甚キハ遂ニ物ヲ添ヘテ以テ他ニ嫁セシムルノ地アルニ至ル。是ヲ以テ古田ヲ棄テ新田ヲ開耕シ沃地日ニ荒廢ス。實ニ有害無益ノ長物ナリ。乃チ六年六月之ヲ廢ス。六年二月大藏省地方官ヲ東京ニ會同スルニ當リ地租改正ノ法案ヲ議セシム。當時議員ノ諸說漸行急施ノ別アリト雖トモ、之ヲ要スルニ舊稅ノ積弊ハ早晚一大改正ヲナスニ非サレハ除ク能ハスト云ハ大略皆同シ。而其方法ニ至テハ或ハ斷乎舊規ヲ廢シ地價賦稅ノ新法ヲ行フニ如カスト云ヒ、或ハ舊慣稅額ヲ石代ニ換ヘ若干年ノ平均ヲ以テ定金納トナサント云ヒ、或ハ檢見法ヲ一般ニ施行シ各地田租ノ偏倚ヲ矯正シ徐々新法ヲ立ント云フ。而シテ地價賦稅ノ法ヲ行フノ說ニ左袒スルモノ最モ多キニ居レリ。於是其法按ヲ草シ更ニ會議決定シ之ヲ上奏ス。後上諭ヲ以テ地租改正法ヲ全國ニ頒布セラル。實ニ六年七月二十八日也。爾來該事業ハ大藏省專ラ之ヲ管理スト雖トモ其

事内務省ニ關涉スルモノ尠カラス、事々交議スルトキハ淹滯沮格ノ患ナキ能ハス。故ニ八年三月地租改正事務局ヲ内務大藏兩省間ニ設置シ改正ニ關スル一切ノ事務ヲ管掌セシメラル。是ニ於テ各地ノ情勢ヲ審按シ前途ノ得失ヲ考量シ、明治九年ヲ以テ一般整頓ノ期ト定ム。然リト雖トモ舊ニ狃レ新ヲ厭フハ民情ノ常ニシテ躊躇逡巡着々歩ヲ進ムルニ至ラス、加之間々暴徒ノ嘯聚アリ又西邊ノ騷亂アリテ此事業ニ影響スル亦尠カラス。其間情勢ヲ酌量シ或ハ寛假シ或ハ督勵シ以テ幾多ノ盤錯ヲ析キ數緒ノ紛紜ヲ解キ茲ニ初メテ其局ヲ結フヲ得タリ。但山林原野ノ改正未タ成ラサルモノ二三府縣アリト雖トモ將ニ數月ヲ出デズシテ功ヲ竣ヘントス。

抑維新ノ後政體一ニ歸シ海内軌ヲ同クス。而シテ地租ノ法區々錯雜ニシテ厚薄勞逸ノ偏アリ。遂ニ舊慣ニ因襲スヘカラサルノ勢ニ迫レリ。當時地租改正ノ議發ルト雖トモ其事國家ノ經綸民生ノ休戚ニ關スルヲ以テ、講究ノ間歲月ヲ經過シ四年ニ於テ針路ヲ定メ六年ニ決シ十四年ニ成ル。是ニ於テカ全國ノ地租始テ公平畫一ニ歸スルヲ得タリ。若夫事業ノ顛末ハ載テ下款ニ在リ。

第二款 地種

地租ノ制ヲ定ルハ所有ヲ鞏固ニシテ地力ヲ盡サシメ所用ヲ明瞭ニシ課稅ヲ公平ナラシムルニ在リ。然ルニ従前ノ制或ハ人民ノ土地ヲ賣買スルコトヲ禁シ或ハ人民ヲシテ土地ヲ換耕セシム。此ニ於テ慣習ノ久シキ其勢、政府土地ヲ有シテ人民之ヲ佃作スルカ如ク、且幕府諸侯ヨリ旗下社寺ノ類ニ至ルマテ各土地ヲ私有シ意ニ從テ制ヲ立テ

各課稅ノ法ヲ異ニス。故ニ其地收穫アリテ租ヲ除ケル者アリ、其地耕作セシテ其稅ヲ徵スル者アリ。此ニ於テ地類同一ニシテ租稅課否一ナラサルヲ致ス。維新以來舊制ヲ一變シ地所永代賣買ヲ許シテ人民土地占有ノ權ヲ鞏固ニシ、地子免除ヲ廢シテ地稅ノ課否ヲ均一ス。然レトモ猶其實宅地ニシテ畑ノ稱ヲ冒スモノアリ、田畑ニシテ山野ノ名ヲ負フモノアリ。名實相副ハサルモノ鮮カラサルヲ以テ明治六年地所名稱區別ヲ布告シ同七年更ニ改正ヲ加ヘラル。故ニ地租改正ノ際先ツ土地ノ境界ヲ正シ續テ其所有ヲ確定シ又其所用ヲ明晰ス。今左ニ土地所有ヲ查定セシ槩況ヲ陳ス。所有ヲ明晰セシ槩況ニ至テハ第三款ヨリ第八款ニ於テ之ヲ陳セントス。

第一項 經界ノ更正

土地ノ所有ヲ定ムルニ當リ其最先ツ檢セサルヘカラサル者ハ經界ナリ。夫レ一地^{畦畔ヲ以テ一小區}一筆^{一地乃至數十地ヲ合セ}ヨリ一字一村郡國府縣ニ至ルマテ地トシテ經界アラサルナシ。故ニ經界定マラサレハ縱橫廣袤得テ求ムヘカラス、濶狹大小得テ量ルヘカラサルナリ。然リ而シテ府縣國郡ノ經界ハ大率明瞭ナリトイヘトモ村字ノ經界ニ至ツテハ錯雜犬牙ノ如クナル者アリ、又散布碁子ノ如クナル者アリ、紊亂混淆名狀スヘカラス。蓋村字ノ經界是ノ如ク紊亂混淆セシユヘンノ者ハ境外ノ地ヲ開墾シ又ハ他村ノ地ヲ買ヒテ之ヲ併セシアリ、土地益墾シ又ハ甲乙利害ヲ異ニシテ之ヲ分チシアリ、幕政ノ際諸侯簾下等ノ封土采邑ヲ移轉増減スルニヨリテ村高ヲ分割シタルカ爲ニ分合セシモ亦之アリ。此ニ於テ或ハ通行ヲ拒ミ或ハ用水ヲ障ヘ其最甚シキ者ハ爭論ヲ生シテ判ヲ法廷ニ請フニ至ル。蓋シ其由テ來ル所同シカラストイヘトモ其不便ナルハ

則一ナリ。改租ノ際村吏人民ヲ諭シ彼是協議ヲ遂ケシメ或ハ分合シ或ハ交換シ大率山川溝渠道路隄塘等著明不動ナル者ニヨツテ境界ヲ定メタリ。

第二項 土地所有ノ處分

土地所有ノ處分ハ人民ヲシテ各其持地ヲ書出サシメ、村吏ヲシテ更ニ實地ニ洩ミ四隣地主ヲ會シテ官民地ノ別ナク每一筆其所有ヲ檢シ、檢地帳地引帳其他村吏ニ傳ヘタル公ノ記録、賣買質入ノ公證等ニ照合シ更ニ丈量ヲ加ヘ方積ヲ記入シテ之ヲ出サシメ、然ル後官吏之ヲ點檢シ其所有明瞭ナル者ハ直ニ其所有ヲ認メ、其官ト民トノ間又ハ民ト民トノ間ニ於テ所有不明瞭ナル者ハ證左ヲ徵シ證人ヲ索テ之ヲ區分ス。

第三項 隱田切添切開ノ處分

隱田トハ檢田ノ際其地ヲ欺隱スルモノヲ云ヒ、切添トハ私ニ請地ノ傍ヲ墾闢併有スルモノヲ云ヒ、切開トハ私ニ原野ヲ開墾シテ官認ヲ請ハサル者ヲ云。要スルニ官認ヲ經サル田地ヲ有シテ租稅ヲ脱スル者ナリ。

夫レ欺隱田糧ハ古來ノ法禁ナリ。改租ニ當リテ之ヲ發覺ス、宜シク律ニヨリテ之ヲ處スヘシ。然レトモ從前人民之ヲ犯セシユヘンノ者ハ當ニ人民ノ貪婪ノミナラス、法律ノ人民ニ遍カラサルト政府ノ檢地ヲ等閑ニ付セシトノ如キモ亦其因由ノ一端トイワサルヘカラス。故ニ曩ニ隱田切添切開ヲナセシモ地租改正前ニ申出シ者ハ特ニ其罪ヲ不問ニ付シテ其地ヲ所有セシメタリ。然レトモ道路隄塘等公用ノ地ヲ犯シタル者ハ其罪ヲ問ハサルモ其地ハ總テ之ヲ復舊セシメタリ。

第四項 社寺地ノ處分

從前社寺大小ノ別アリト雖トモ其最モ大ナルモノハ境内數里ニ互ルアリ、石高數萬石ヲ擁スルアリ。維新ノ初メ諸侯版籍ヲ返上シタリシカハ社寺獨リ土地ヲ私有スヘキノ理ナキヲ以テ境内地ノ祭事法用ニ必需ナルモノ、外スヘテ上地セシメラル。此ニ於テ祭事法用必需ノ地ヲ畫シテ境内トナシ、其社寺買得ノ證アルモノ人民寄附ノ證アルモノハ總テ社寺ノ所有ニ歸シ、自費開墾ノ證アルモノハ占有者ニ無代下渡シ、永小作セシモノ借地シテ家屋ヲ構造セシモノ及ヒ舊神官ノ社内不用地ニ家屋ヲ營セシモノ等ハ半價又ハ相當價ニテ拂下、其他ハ之ヲ官有地ト爲ス。乃チ改正ノ際提查セシ神社ノ數ハ拾三萬貳千九百拾貳ニシテ、更ニ境内ト定メシ反別ハ壹萬六千五百貳拾九町五反四畝拾五步餘、境外ト定メシ反別ハ七萬六百七拾町貳反三畝拾貳步餘ナリ。又寺院ノ數ハ五萬千貳百四拾七ニシテ、更ニ境内ト定メシ反別ハ九千七拾九町八畝拾貳步餘、境外ト定メシ反別ハ四萬三千七百四拾三町四反五畝六步餘ナリ。其詳細ハ左表ニ掲記ス。

社寺現境内外反別表

本表中大坂府ノ舊堺縣管轄ニ係ル分ハ調査未成ナルヲ以テ除之只在來所轄ノ額ノミヲ掲ク。

府	縣	種	類	社寺之數	境 内 反 別		境 外 反 別	
					個	町	町	個
東 京	府	都	社	一、二九八	一三四九三	一三三七二	四三二九	一八五二
			寺	一、四七一	三〇四七三	〇三七七	三三〇二八	〇六三九
京 都	府	都	社	一、三一九	三八〇五一	〇八七	一、四一三	八六二七九
			寺	一、六七三	六二一〇〇	〇〇三	二、二六六	〇六六九
大 阪	府	府	社	四〇三	七八五〇	一四〇九	一八六三	〇一二二五
			寺	三九六	七八八〇	〇八七九	一、〇四六	〇一二五〇一
神 奈 川	府	府	社	三、八三二	三一三二三	〇六	六〇九〇	七〇九
			寺	一、九〇八	三八四四	七〇九	九、一二七	九〇一六
兵 庫	府	府	社	五、五六一	四四八七	四一二	三、三三七	六七〇九三
			寺	二、九〇一	三二五七	六二三六五	六、五八四	二四一
長 崎	府	府	社	四、九二二	三二〇二	一〇七	三三九六	一七
			寺	三四三	六七四〇	〇〇七	二一八六	二一